
新見市 障がい者計画
第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画

－ 骨子（案） －

平成 2 9 年 1 0 月

岡山県 新見市

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要 -----	1
1 計画策定の趣旨-----	1
2 計画の位置付け-----	2
3 計画の性格-----	3
4 計画の期間-----	3
5 計画の策定に向けた取組-----	4
6 障がい者施策をめぐる国等の主な動き-----	5
7 第5期障がい福祉計画策定に係る基本指針について-----	7
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題 -----	9
1 人口構造等-----	9
2 障がい者の状況-----	10
3 発達障がい等の状況-----	16
第3章 計画の基本的な考え方 -----	18
1 前期計画における施策の体系-----	18
2 本計画の基本理念-----	19
3 本計画の施策体系-----	19
次回以降にご提示予定の内容について -----	21

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「障害者基本法」は、平成23年8月の改正により、目的規定の見直し（共生社会実現の規定等）や、障がい者の定義の見直し（発達障がいの規定等）をはじめ、制度や慣行などにおける、社会的な障壁を取り除くための配慮などが定められました。

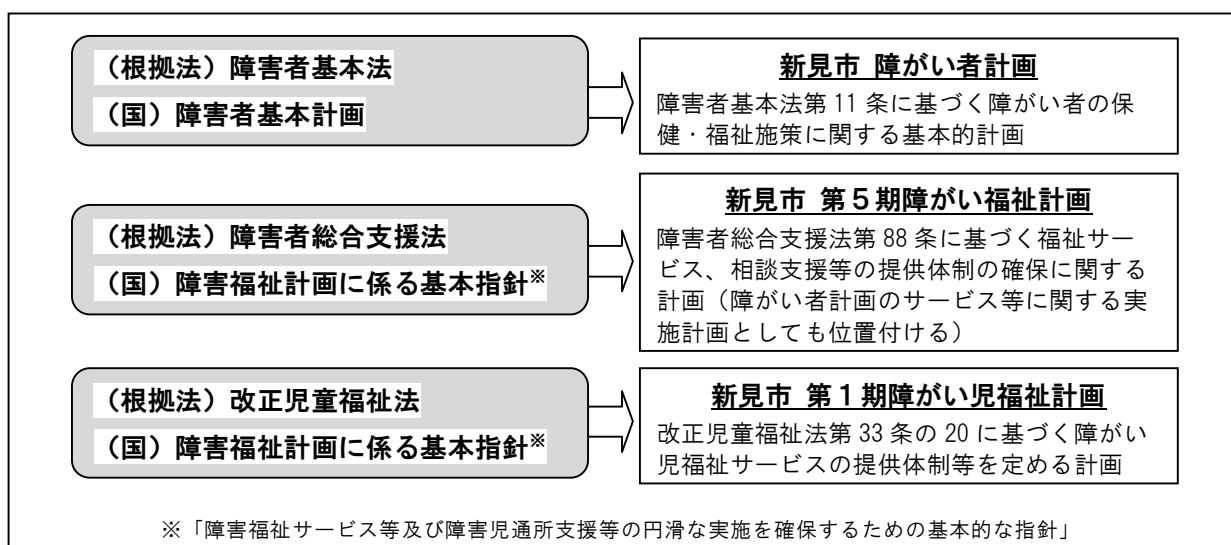
本市においては、平成24年3月に障害者基本法に基づく「新見市障がい者計画（以下「前期計画」と表記）」を策定し、「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ」を基本理念とし、障がい者の福祉に係る施策を、総合的・計画的に推進してきたところです。また、平成27年3月には、「新見市障がい福祉計画（第4期）平成27～29年度（以下「第4期計画」と表記）」を策定し、障がい福祉サービスの提供体制の確保や相談支援をはじめ、地域生活支援に係る施策を計画的に推進してきたところです。

両計画は、平成29年度までを対象期間としており、このたび計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「新見市 障がい者計画」及び「新見市 第5期障がい福祉計画」を策定します。

併せて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律（以下「改正児童福祉法」と表記）」を踏まえ、「新見市 第1期障がい児福祉計画」を策定します。この計画は、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の、種類ごとの必要な見込量等を定める計画です。

本市では、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、「障がい者計画」「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

策定に当たっては、前期計画及び第4期計画策定後の社会環境の変化や国の制度改正、本市の障がい者を取り巻く環境の変化、並びにアンケート結果等に基づく障がい者や障がい児の意識やニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。



2 計画の位置付け

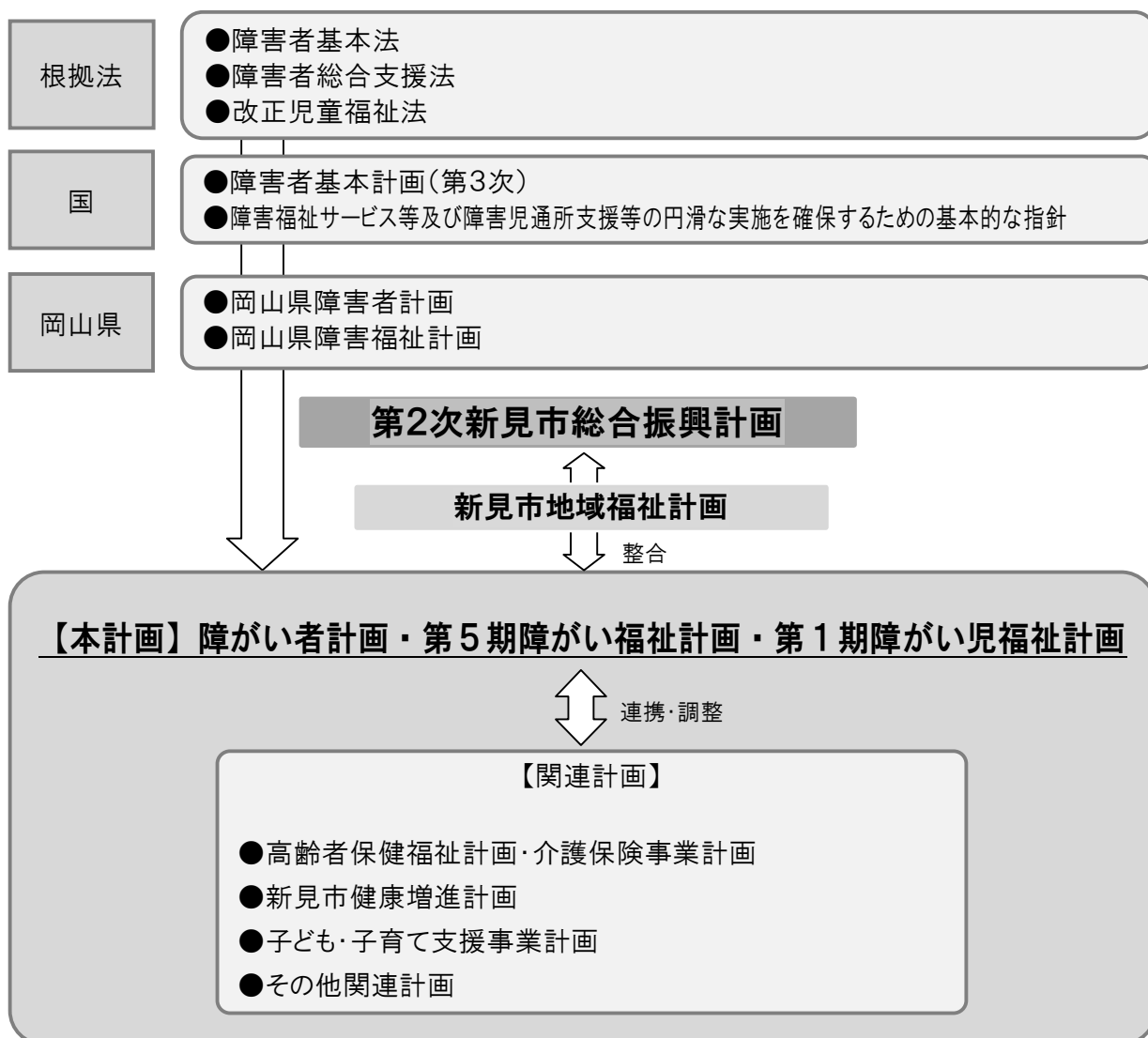
「新見市 障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

「新見市 第 5 期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「新見市 第 1 期障がい児福祉計画」は、「改正児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。本市では、それぞれの調和が保たれるよう一体的に策定します。

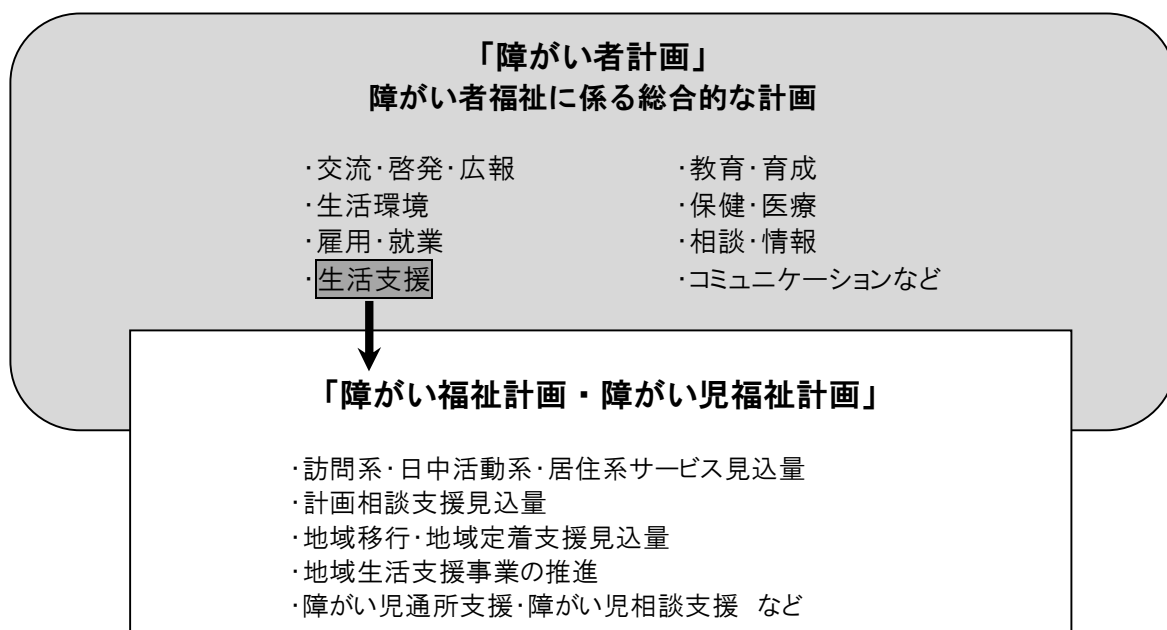
また、岡山県の「第 3 期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）」「岡山県障害福祉計画」の内容を踏まえながら、市政運営の指針となる上位計画「第 2 次新見市総合振興計画」をはじめ、地域福祉の総合的な取組指針である「新見市地域福祉計画」など、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

【本計画の位置付け】



3 計画の性格

「新見市 障がい者計画」は、長期的視点に立って障がい者の生活全般にわたる支援を行うための諸施策を規定する総合的な計画です。一方、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は、障がい福祉（障がい児福祉）サービス、地域生活支援事業の具体的なサービス見込量などを設定するものです。



4 計画の期間

「新見市 障がい者計画」の期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの6年間とします。「新見市 第5期障がい福祉計画」及び「新見市 第1期障がい児福祉計画」の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障がい者 計画	前期計画						新見市 障がい者計画(本計画)					
障がい福祉 計画	第3期			第4期			第5期(本計画)			第6期(次期計画)		
障がい児福祉 計画							第1期(本計画)			第2期(次期計画)		

5 計画の策定に向けた取組

(1) アンケート調査の実施

市内の本市に居住する障がい者手帳所持者及び障がい児通所支援支給決定児童を対象に、現在の生活の実態や今後の福祉ニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査名称	福祉に関する障がい者アンケート
調査対象	障がい者手帳所持者及び障がい児通所支援支給決定対象児童
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成 29 年 8 月
配布数	600 人
回収状況	302 人 (50.3%)

(2) 策定委員会における審議及び市民意見の反映

計画の策定に当たっては、上記のアンケート調査等を通して実態や意見等を把握するとともに、新見市障がい者計画・第5期障がい福祉計画策定委員会において本計画の内容についての協議・評価・検討を行います。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行います。

6 障がい者施策をめぐる国等の主な動き

1 障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では、目的規定の見直し（共生社会実現の規定等）や、障がい者の定義の見直し（発達障がいの規定等）などが定められています。

また、制度や慣行などにおける社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められました。

2 障害者総合支援法の施行と改正

平成 25 年 4 月に従来の「障害者自立支援法」に代わる法律として、「障害者総合支援法」が施行され、さらに、平成 28 年 5 月に成立した同法の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

3 障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものがあり、その類型としては身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任（ネグレクト）の行為全てを指します。また、市町村においては虐待の早期発見と防止に努める責務があるとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

4 障害者雇用促進法の一部改正

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、平成 28 年 4 月から一部施行されました。

この改正により、障がい者の範囲の明確化、障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎の見直しの事項が新たに定められました。

5 障害者差別解消法の成立

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする不当な差別的な取扱いの禁止や、合理的配慮を提供しないことの禁止、差別解消に向けた取組を定めるよう努めること、などが規定されています。

6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

平成 26 年 4 月から一部施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」では、精神障がいのある人の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等が行われ、精神障がいのある人の地域生活への移行を促進することとなりました。

7 難病の患者に対する医療等に関する法律の成立・施行

平成 27 年 1 月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立する他、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることなどが定められています。

7 第5期障がい福祉計画策定に係る基本指針について

(1) 基本指針の見直しのポイント

この度の第5期障がい福祉計画策定については、国の社会保障審議会障害者部会において、次のような基本指針が示されています。

1 地域における生活の維持及び継続の推進
・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。 ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。
2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを、政策理念として明確にする。
3 就労定着に向けた支援
・就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。
4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。 ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育・教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について盛り込む。
5 「地域共生社会」の実現に向けた取組
・高齢者、障がい者や児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
6 発達障がいのある人への支援の一層の充実
・「発達障害者支援地域協議会」設置の重要性を盛り込む。 ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。
7 その他の見直し項目（差別の解消の推進～虐待防止など・・・省略）

(2) 成果目標に関する事項

第5期障がい福祉計画の期間が終了する平成32年度末の目標は、次のとおり示されています（一部抜粋）。

①施設入所者の地域生活への移行【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：平成28年度末施設入所者の9%以上 ・施設入所者数：平成28年度末の2%以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置 ・精神病床の1年以上入院患者数：14.6万～15.7万人に ・退院率：入院後3か月69%、入院後6か月84%、入院後1年90%（県のみ）
③地域生活支援拠点等の整備【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
④福祉施設から一般就労への移行等の移行等【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：平成28年度の1.5倍 ・就労移行支援事業利用者：平成28年度の2割増 ・移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ・就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上【新設】
⑤障がい児支援の提供体制の整備等【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）。

第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

1 人口構造等

(1) 人口等の動き

本市の人口は、平成29年3月末日現在30,583人であり、平成24年から約2,800人の減少（平成24年を100.0%とした場合91.6%）となっており、近年、人口の減少が進行しています。

世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成24年の2.55人から平成29年で2.38人と、緩やかに小家族化傾向にあります。

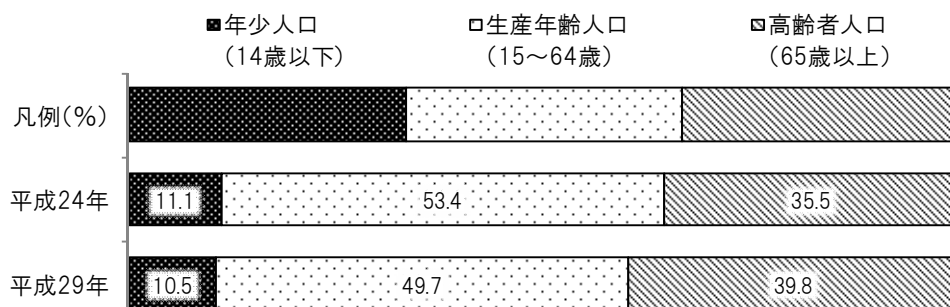
【人口・世帯数の推移】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口	33,395	32,866	32,253	31,690	31,098	30,583
世帯数	13,097	12,992	12,980	12,948	12,889	12,857
世帯人員(人/世帯)	2.55	2.53	2.48	2.45	2.41	2.38
人口増減率(%)	100.0	98.4	96.6	94.9	93.1	91.6
世帯数増減率(%)	100.0	99.2	99.1	98.9	98.4	98.2

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在、平成24年は7月末日現在）外国人を含む
注：増減率は、平成24年を100.0とした場合の各年の割合を示す。

年齢別人口構成をみると、平成29年では年少人口（14歳以下）の割合は10.5%、生産年齢人口（15～64歳）が49.7%、そして高齢者人口（65歳以上）が39.8%と、高齢化率は4割に迫る割合となっています。平成24年からの推移では、年少人口が緩やかに減少し、高齢者人口は増加しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齢区分別人口構成比】



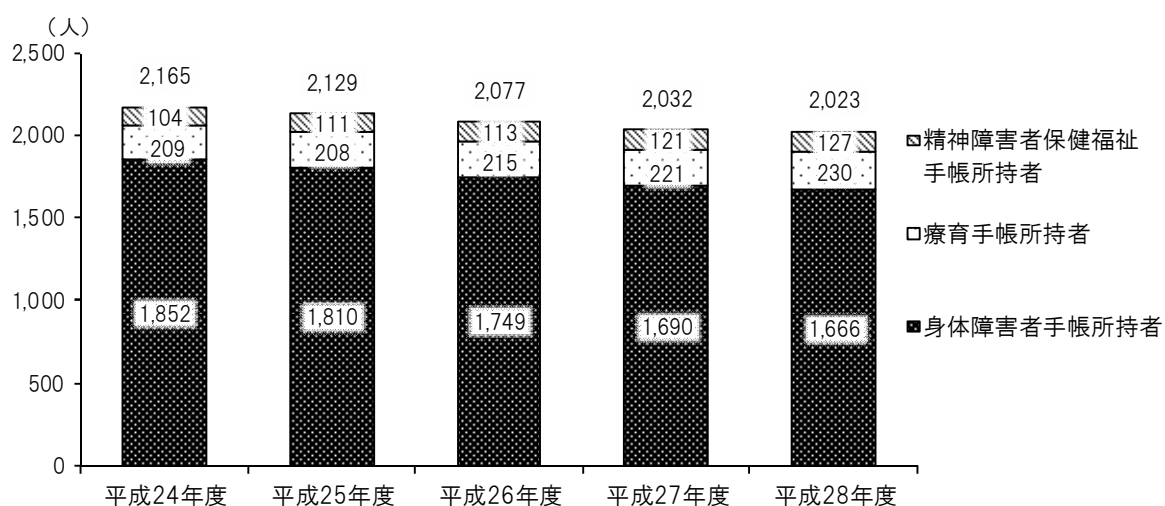
2 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成 28 年度において 2,023 人となっています。近年は、緩やかな減少で推移しています。

手帳の種類別で見ると、平成 28 年度では「身体障害者手帳所持者数」が 1,666 人と最も多く、全体の約 8 割（82.4%）を占めています。「療育手帳所持者数」は 230 人（全体に占める構成比 11.4%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は 127 人（同 6.3%）となっており、平成 24 年度からの推移では、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者数」の増加が目立っています。

【障害者手帳所持者数の推移】



【障害者手帳所持者数】

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増減率 (%)
身体障害者手帳所持者	1,852	1,810	1,749	1,690	1,666	90.0
療育手帳所持者	209	208	215	221	230	110.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	104	111	113	121	127	122.1
合計	2,165	2,129	2,077	2,032	2,023	93.4

注：増減率(%)は、平成 24 年度を 100.0 とした場合の平成 28 年度の割合を示す。

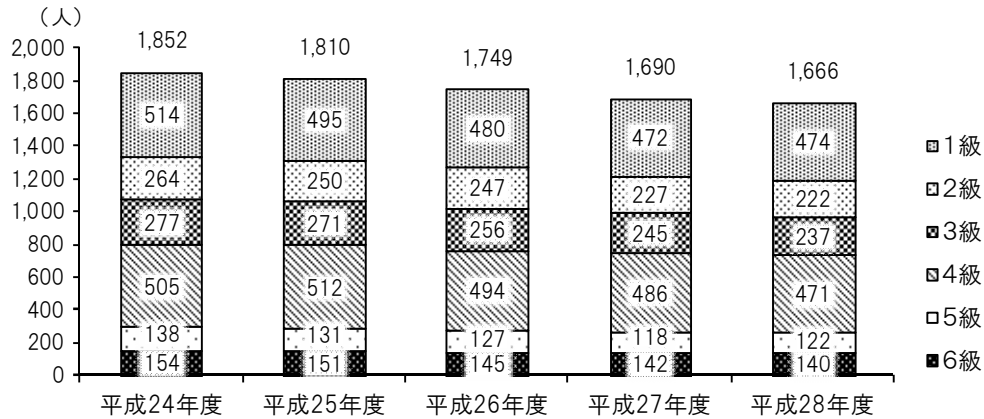
資料：福祉課

(2) 身体障がい者の状況

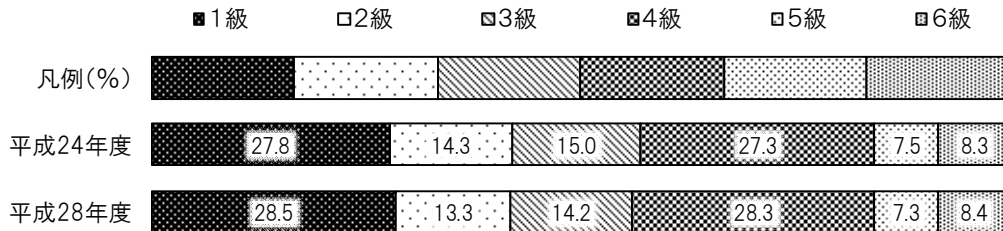
身体障害者手帳所持者数は、平成28年において1,666人となっており、近年は、減少傾向にあります。

等級別で見ると、平成28年では「1級」が474人と最も多く、全体の28.5%を占めています。ほぼ並んで「4級」が471人（全体に占める構成比28.3%）、次いで「3級」が237人（同14.2%）と続いています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



【等級別身体障害者手帳所持者割合の推移】



【身体障害者手帳所持者数】

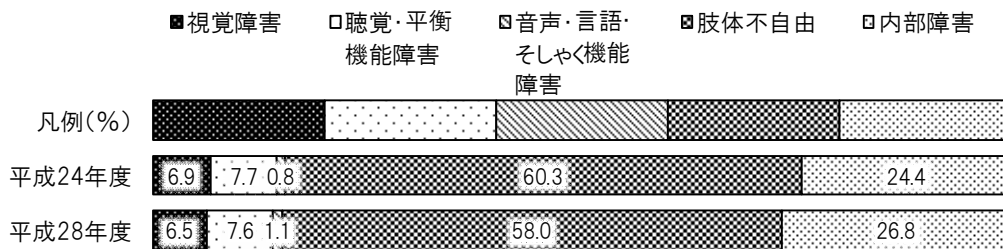
単位：人

等級	身体障害者手帳(等級別)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	514	495	480	472	474
2級	264	250	247	227	222
3級	277	271	256	245	237
4級	505	512	494	486	471
5級	138	131	127	118	122
6級	154	151	145	142	140
総人口	32,866	32,253	31,690	31,098	30,815
身体障がい者合計	1,852	1,810	1,749	1,690	1,666
(総人口に占める割合)	5.6%	5.6%	5.5%	5.4%	5.4%

資料：福祉課

障がい部位別で見ると、平成28年では「肢体不自由」が967人（全体に占める構成比58.0%）と最も多く、次いで「内部障害」「聴覚・平衡機能障害」が続いています。年齢別で見ると、65歳以上が81.6%となっており、高齢者の割合が非常に高くなっています。

【部位別身体障害者手帳所持者割合の推移】



【部位別身体障害者手帳所持者数】

単位：人

部 位	身体障害者手帳(部位別)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	127	119	117	111	108
聴覚・平衡機能障害	142	136	133	128	126
音声・言語・そしゃく機能障害	15	14	15	17	18
肢体不自由	1,117	1,089	1,041	988	967
内部障害	451	452	443	446	447
合計	1,852	1,810	1,749	1,690	1,666

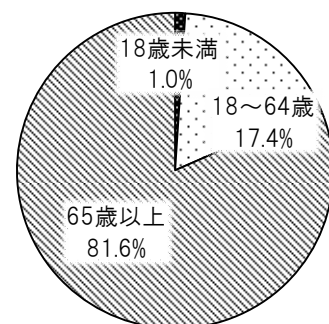
資料：福祉課

【身体障害者手帳所持者の年齢区分別構成】

単位：人

年 齢 区 分	平成28年度
身体障害者手帳所持者数	1,666
18歳未満	1.0%
18～64歳	17.4%
65歳以上	81.6%

資料：福祉課



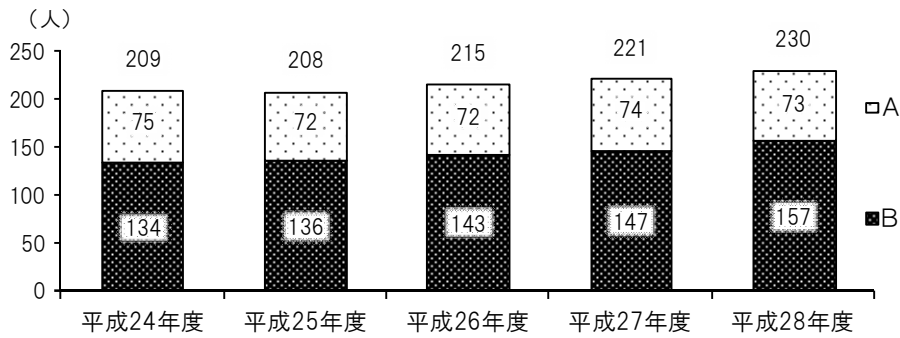
■18歳未満 □18～64歳 ▨65歳以上

(3) 知的障がい者の状況

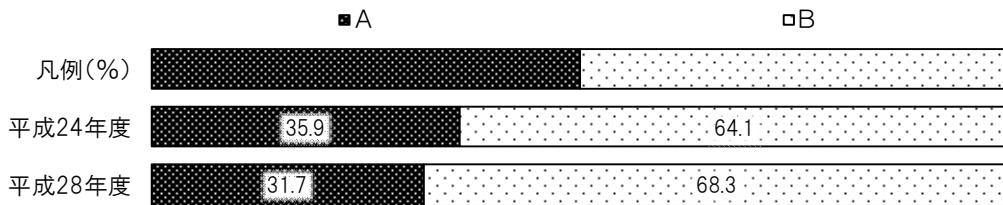
療育手帳所持者数は、平成 28 年度において 230 人となっており、近年は、緩やかな増加傾向にあります。

等級別で見ると、「A」はほぼ横ばいで推移しており、「B」は増加傾向にあります。年齢別では、18～64 歳が 68.3%となっており、全体の約 7 割を占めています。

【等級別療育手帳所持者数の推移】



【等級別療育手帳所持者割合の推移】



【療育手帳所持者数】

単位:人

等級	療育手帳(等級別)				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A	75	72	72	74	73
B	134	136	143	147	157
合計	209	208	215	221	230

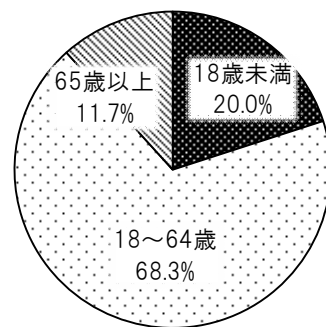
資料:福祉課

【療育手帳所持者の年齢区分別構成】

単位:人

年齢区分	平成 28 年度
療育手帳所持者数	230
18 歳未満	20.0%
18～64 歳	68.3%
65 歳以上	11.7%

資料:福祉課



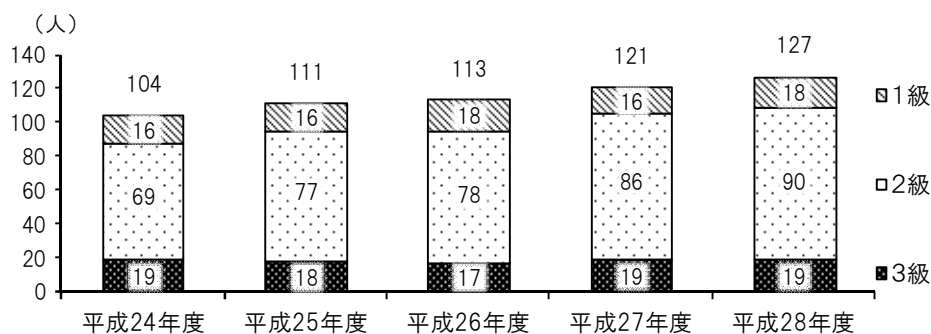
■18歳未満 □18～64歳 ▨65歳以上

(4) 精神障がい者の状況

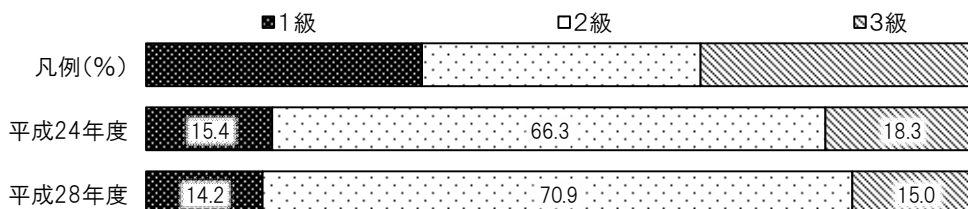
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 28 年度において 127 人となっており、近年は、緩やかな増加傾向にあります。

等級別で見ると、平成 28 年度では「2 級」が 90 人と最も多く、全体のおよそ 7 割を占めています。平成 24 年度と比較すると、「2 級」が増加しています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

単位：人

等級	精神障害者保健福祉手帳(等級別)				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	16	16	18	16	18
2 級	69	77	78	86	90
3 級	19	18	17	19	19
合計	104	111	113	121	127

資料：福祉課

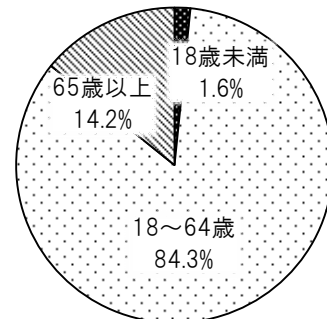
年齢別でみると、18歳～64歳が84.3%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢区分別構成割合】

単位：人

年齢区分	平成28年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	127
18歳未満	1.6%
18～64歳	84.3%
65歳以上	14.2%

資料：福祉課



■18歳未満 □18～64歳 ▣65歳以上

3 発達障がい等の状況

(1) 発達障がい（疑い）児の推移

1歳6か月児健診及び3歳児健診の結果、発達障がい（疑い含む）の傾向のある子どもの人数は、平成26年度と比較して増加しています。

【発達障がい（疑い）児数の推移】

単位：人

健診時点区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1歳6か月児	29	25	34

資料：健康づくり課

【発達等検診受診児童数の推移】

単位：人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
くれよん検診受診児(市)	19	20	20
総合相談受診児(保健所)	29	24	25
市内検診合計	48	44	45

注：平成26年度は「ひまわり検診」の受診児童数
資料：健康づくり課、備北保健所

(2) 要観察児教室等の参加者の推移

くれよん教室で、成長発達に心配のある幼児を対象に継続的に観察を行い、臨床心理士等による日常の生活指導や保護者の心配事の相談を行い、療育機関へつなげています。

【要観察児教室(くれよん教室)の参加者の推移】

単位：人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加者数	11	22	22

注：平成26年度は「ひまわり教室」の参加者数
資料：健康づくり課

【総合相談で療育機関へ紹介したケース数の推移】

単位：人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
療育機関へ紹介したケース数	9	12	20

資料：備北保健所

【ひまわり検診・くれよん検診で療育機関へ紹介したケース数の推移】

単位：人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
療育機関へ紹介したケース数	6	7	17

資料：備北保健所

(3) 保育・教育の場における障がい児数等の推移

障がい児数について、幼児期（保育所・認定こども園・幼稚園）では、年度により増減があります。小学校では、平成26年度から平成28年度にかけて微増しています。また、中学校においては、増加で推移しています。

【障がい児数の推移】

単位：人

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	在籍者数	在籍障がい児数	在籍者数	在籍障がい児数	在籍者数	在籍障がい児数
保育所	372	17	375	29	397	27
認定こども園	407	33	372	20	385	28
幼稚園	40	4	35	6	10	1
小学校	1392	31	1384	34	1349	35
中学校	777	22	784	28	767	32
通級指導教室	35	-	35	-	33	-

資料：こども課、学校教育課

【支援体制の推移】

区分	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	施設数	特別支援配置施設数		加配支援員数	施設数	特別支援配置施設数		加配支援員数	施設数	特別支援配置施設数		加配支援員数
		配置校数	学級数			配置校数	学級数			配置校数	学級数	
単位	か所	校	学級	人	か所	校	学級	人	か所	校	学級	人
保育所	5	-	-	6	5	-	-	10	6	-	-	10
認定こども園	6	-	-	11	6	-	-	10	6	-	-	10
幼稚園	4	-	-	1	4	-	-	-	1	-	-	-
小学校	19	8	12	31	18	8	13	28	17	9	12	35
中学校	6	4	5	11	6	4	6	17	5	5	9	15

資料：こども課、学校教育課

第3章 計画の基本的な考え方

1 前期計画における施策の体系

前期計画における障がい者施策の体系は次のとおりです。基本理念のもと、5つの基本目標を定め、9つの分野で施策を推進してきました。

基本理念	一人ひとりが、自立し 安心して暮らせるまち にいみ	
基本目標		
【1】障がい者の主体性と自立性の確立 【2】障がい者の社会参画とバリアフリー 【3】障がい者等の高齢化への対応 【4】総合的な障がい者施策の推進 【5】障がい者支援基盤の確保とネットワーク体制の整備		
施策の方向		
1 啓発・広報活動	① 啓発・広報活動 ② 福祉教育等の推進 ③ ボランティア活動等の推進	
2 相談体制及び情報収集・提供	① 身近な相談支援体制の構築 ② 情報収集・提供の充実	
3 保健・医療・福祉サービス	① 早期発見・予防の推進 ② 医療・リハビリテーション体制の充実 ③ 地域生活に向けた福祉サービスの充実 ④ 保健・医療・福祉の連携促進 ⑤ 重度心身障害者（児）に対する支援の充実	
4 教育	① 療育・教育相談の充実 ② 障害児支援の強化	
5 雇用・就業	① 就労の支援 ② 雇用の促進	
6 スポーツ・レクリエーション及び文化活動		
7 生活環境	① 住宅確保の支援、建築物の整備等の促進 ② 移動・交通手段の充実 ③ 防犯・防災対策の推進 ④ 総合的な福祉のまちづくり	
8 権利擁護・虐待防止	① 権利擁護 ② 虐待防止	
9 発達障害者（児）支援		

2 本計画の基本理念

「障害者基本法」では、「全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という「共生社会」の実現を基本的な考え方として定めています。

本市の前期計画においては、基本理念として「一人ひとりが、自立し 安心して暮らせるまち にいみ」を掲げています。本市ではこの理念に基づき、障がいの有無に関わらず、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けて、様々な障がい者福祉施策を推進してきました。

この基本理念は、障害者基本法の主旨にも共通しているため、本計画においては、障がい者福祉施策のさらなる充実と取組の推進を目指して、前期計画において定めたこの基本理念を踏襲します。

■ 本計画の基本理念 ■

一人ひとりが、自立し 安心して暮らせるまち にいみ

3 本計画の施策体系

本計画における、基本理念の実現に向けた分野別の施策については、前期計画策定時から今日に至るまでの国や県の動き、本市における障がい者福祉を取り巻く現状等を踏まえ、7つの「基本目標」を設定し、それぞれの基本目標に「施策の方向」を定めます。

施策の取組に当たっては、障がいに対する理解を深めるための啓発や広報活動をはじめ、健康づくり、地域での生活支援や療育・保育・教育への支援、雇用・就労など、あらゆる分野において、障がい者の生活を支援する取組を推進します。

基本理念

一人ひとりが、自立し 安心して暮らせるまち にいみ

基本目標

施策の方向

【1】障がいへの理解の促進

- 1 啓発・広報活動の推進（旧1①）
- 2 福祉教育の推進（旧1②）
- 3 コミュニケーション支援の充実（旧1③）

【2】健康づくりの推進

- 1 保健・医療体制の充実（旧3②⑤）
- 2 医療と福祉の連携（旧3④）

【3】地域生活支援の充実

- 1 相談支援体制の充実と強化（旧2①②）
- 2 地域移行・地域定着の推進（旧3③改変）
- 3 福祉サービス等の充実（旧3③改変）
- 4 住まいの確保（旧3③・旧7①）
- 5 スポーツ・文化活動等の振興（旧6）

【4】権利擁護・差別解消の推進

- 1 権利擁護の推進（旧8①）
- 2 差別・虐待の解消（旧8②）

【5】療育・保育・教育の充実

- 1 早期発見とフォロー体制の構築（旧3①）
- 2 保育・教育内容の充実（旧4①②）
- 3 発達障がいへの支援（旧9）

【6】雇用・就労の促進

- 1 総合的な就労支援（旧5①）
- 2 就労機会の拡充と定着（旧5②）

【7】福祉のまちづくりの推進

- 1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進（旧7④）
- 2 移動手段の確保（旧7②）
- 3 防災・防犯対策の推進（旧7③）
- 4 地域福祉の推進（旧1③）

※()内は前期計画の「施策の体系」における主な関連項目

次回以降にご提示予定の内容について

(章立て等は変更になる場合があります)

第4章 施策の展開

- 【1】 障がいへの理解の促進
- 【2】 健康づくりの推進
- 【3】 地域生活支援の充実
- 【4】 権利擁護・差別解消の推進
- 【5】 療育・保育・教育の充実
- 【6】 雇用・就労の促進
- 【7】 福祉のまちづくりの推進

第5章 第4期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

- 【1】 第4期障がい福祉計画
 - 1 成果目標の進捗状況
 - 2 障がい福祉サービス等の進捗状況
 - 3 本計画における成果目標
 - 4 サービス見込量と確保のための方策
 - 5 地域生活支援事業
- 【2】 第1期障がい児福祉計画

第6章 計画の推進
